

2021年6月17日

各位

ma テレコム株式会社

総務省近畿総合通信局による弊社代理店に対する是正命令等について

本日、弊社の代理店である株式会社平成観光（兵庫県神戸市）が、近畿総合通信局から携帯電話不正利用防止法に基づく是正命令を受けるとともに、弊社及び KDDI 株式会社が総務省から代理店への監督を徹底するように指導を受けました。これは、株式会社平成観光が携帯電話の新規契約の締結に際して、契約者の本人確認を法に基づく方法で行わなかったことによるものです。

弊社は、本件を踏まえ、株式会社平成観光に対して店舗の業務点検、再発防止に向けた社員への研修を実施するとともに、コンプライアンス強化の取り組みを要請しました。

弊社としましては、今回の指導を真摯に受け止め、このような事態が発生しないよう、弊社の代理店に対する教育等を通じて携帯電話販売業務に対する監督の強化を図ってまいります。

以上